

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

①

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

第149号議案

令和 6 年度 茨城県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度茨城県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定	茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県社会福祉事業団と締結する。	自 令和7年度 至 令和11年度	12,189,432千円
茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県さのこ博士館の管理運営に係る協定	茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県さのこ博士館の管理運営に係る協定を株式会社ボタラシアンリゾートと締結する。	自 令和7年度 至 令和11年度	335,057千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和7年度	31,428千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和7年度	63,676千円
県立学校校舎建設工事請負契約	(仮称) 神栖特別支援学校の校舎建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	3,340,317千円

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備工事請負契約	変更前	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	500,000千円
	変更後	同 上	自 令和7年度 至 令和8年度	1,400,000千円

第157号議案

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「施設のうちこれ」を「別表第1の左欄に掲げる施設」に、「別表第1」を「同表の右欄」に改める。

第16条第1項及び第19条中「茨城県植物園に入園する者又は」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

施 設 名	特 定 施 設 名
茨 城 県 民 の 森	アクティビティ施設
茨 城 県 植 物 園	研修室
	コテージ
	グランピング施設
	温浴施設
	バーベキュー施設
茨城県奥久慈憩いの森	林業研修センター
	キャンプ場

別表第2（第16条，第20条関係）

区 分				利 用 料 金	
アクティビティ施設	ツ リ ー ア ド ベ ン チ ャ ー			1 回 に つ き	4,950円
	A R シ ュ ー テ ィ ン グ			1 回 に つ き	1,650円
研 修 室				1 日 に つ き	4,900円
				半 日 に つ き	2,500円
	宿 泊 棟 1	1 人 で 利 用 す る 場 合		1 泊 に つ き	46,200円
		2 人 以 上 で 利 用 す る 場 合	大 人 ・ 中 学 生	1 人 1 泊 に つ き	23,100円
			小 学 生	1 人 1 泊 に つ き	16,200円
			幼 児	1 人 1 泊 に つ き	13,900円
	宿 泊 棟 2	1 人 で 利 用 す る 場 合		1 泊 に つ き	61,600円
			大 人 ・ 中 学 生	1 人 1 泊 に つ き	30,800円

コ テ ー ジ		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	21,600円
			幼 児	1人1泊につき	18,500円
	宿 泊 棟 3	1人 で 利 用 する 場 合	1泊 に つ き		72,600円
			大人・中学生	1人1泊につき	36,300円
		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	25,500円
			幼 児	1人1泊につき	21,800円
	宿 泊 棟 4	1人 で 利 用 する 場 合	1泊 に つ き		72,600円
			大人・中学生	1人1泊につき	36,300円
		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	25,500円
			幼 児	1人1泊につき	21,800円
	宿 泊 棟 5	1人 で 利 用 する 場 合	1泊 に つ き		74,800円
			大人・中学生	1人1泊につき	37,400円
2人以上で利用 す る 場 合		小 学 生	1人1泊につき	26,200円	
		幼 児	1人1泊につき	22,500円	
グ ラ ン ピ ン グ 施 設	グ ラ ン ピ ン グ サ イ ト 1	1人 で 利 用 する 場 合	1泊 に つ き		50,600円
			大人・中学生	1人1泊につき	25,300円
		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	17,800円
			幼 児	1人1泊につき	15,200円
	グ ラ ン ピ ン グ サ イ ト 2	1人 で 利 用 する 場 合	1泊 に つ き		57,200円
			大人・中学生	1人1泊につき	28,600円
		2人以上で利用 す る 場 合	小 学 生	1人1泊につき	20,100円
			幼 児	1人1泊につき	17,200円
温 浴 施 設			大人・中学生	1人1日につき	3,300円
			小 学 生	1人1日につき	2,400円
			幼 児	1人1日につき	2,000円
バ ー ベ キ ュ ー 施 設			午前10時から 午後5時まで	1人 に つ き	2,750円
			午後5時から 午後9時まで	1人 に つ き	2,750円

林 業 研 修 セ ン タ ー	教 室		1 日 に つ き	3,030円
			半 日 に つ き	
	宿 泊 施 設	大 人	1 人 1 泊 に つ き	1,970円
		小 学 生 ・ 中 学 生	1 人 1 泊 に つ き	990円
キ ャ ン プ 場			1 泊 1 張 り に つ き (テント持込みの場合は、740円)	1,480円

備考

- この表において「1日」とは、研修室及び林業研修センターの教室については午前9時から午後4時までを、温浴施設については午前7時から午後11時までをいう。
- この表において「半日」とは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までをいう。
- この表において「1泊」とは、コテージ及びグランピング施設については午後2時から翌日の午前11時までの宿泊を、林業研修センターの宿泊施設については午後4時から翌日の午前9時までの宿泊を、キャンプ場については午後2時から翌日の午前10時までの宿泊をいう。
- この表において「大人」とは、義務教育諸学校の生徒を除く年齢15歳以上の者をいう。
- この表において「中学生」とは、中学校就学の始期から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者をいう。
- この表において「小学生」とは、小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- この表において「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- コテージの宿泊棟2には、2頭以内の犬（知事が指定する重量以内のものに限る。）を同伴することができるものとし、その場合の利用料金は、この表に掲げる額に犬1頭1泊につき5,000円（知事が指定する期間内においては6,500円）を加算した額とする。
- コテージ、グランピング施設及び林業研修センターの宿泊施設の利用料金には、食事代は含まない。
- 温浴施設の利用料金には、入湯税は含まない。
- 知事が指定する期間内に特定施設（林業研修センター及びキャンプ場を除く。）を使用する場合の利用料金は、この表に掲げる額に100分の130を乗じて得た額とする。

付 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から付則第5項までの規定は、公布の日から施行する。
- 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第10条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、施行日以後の特定施設（改正後の条例第6条第1項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 指定管理者は、施行日以後に特定施設を使用する者が施行日前に利用料金を納付する場合には、前項の規定により定めた額の利用料金を納付させることができる。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第2に掲げる額の範囲内において、施行日以後の特定施設の使用に係る利用料金の承認をし、又は使用料の額を定めることができる。
- 知事は、施行日以後に特定施設を使用する者が施行日前に使用料を納付する場合には、前項の規定により定めた額の使用料を納付させることができる。

令和 6 年11月29日提出

茨城県知事 大 井 川 和 彦

第164号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県民の森	千葉県市川市東大和田二丁目4番10号 株式会社ボタラシアンリゾート 代表取締役 武長 太郎	令和7年4月1日から 令和27年3月31日まで
茨城県植物園		
茨城県森のカルチャー センター		
茨城県きのこ博士館		

令和6年11月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

④

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

第175号議案

令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第6号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,590,231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,271,560,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 公 衆 衛 生 費	13,224,336	16,526	13,240,862
7 福 祉 費		92,954,686	177,547	93,132,233
	1 福 祉 政 策 費	2,873,848	102,894	2,976,742
	2 生 活 保 護 費	5,022,990	1,180	5,024,170
	3 障 害 福 祉 費	40,292,592	12,252	40,304,844
	4 長 寿 福 祉 費	3,906,448	5,492	3,911,940
	5 児 童 福 祉 費	40,858,808	55,729	40,914,537
8 労 働 費		3,730,573	26,728	3,757,301
	1 労 働 政 策 費	687,692	5,063	692,755
	2 産 業 人 材 育 成 費	2,911,810	18,585	2,930,395
	3 労 働 委 員 会 費	131,071	3,080	134,151
9 農 林 水 産 業 費		42,547,835	367,374	42,915,209
	1 農 業 費	11,809,511	271,799	12,081,310
	2 畜 産 業 費	2,690,881	36,877	2,727,758
	3 林 業 費	6,844,228	22,258	6,866,486
	4 水 産 業 費	4,515,791	26,055	4,541,846
	5 農 地 費	16,687,424	10,385	16,697,809
10 営 業 戦 略 費		6,852,834	44,518	6,897,352
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,000,610	18,711	1,019,321
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	4,114,803	17,450	4,132,253
	3 国 際 ビジネス推進費	1,737,421	8,357	1,745,778
11 立 地 推 進 費		18,060,836	19,668	18,080,504
	1 立 地 推 進 費	18,060,836	19,668	18,080,504
12 商 工 費		117,861,618	84,408	117,946,026
	1 産 業 政 策 費	112,519,279	53,087	112,572,366

令和 6 年第 4 回定例会 営業戦略農林水産委員会資料

1. 諸般の報告 (頁)

- (1) 第 4 回「いばらき米の極み頂上コンテスト」の開催結果について 2
- (2) 令和 6 年度本県産米の状況について 3
- (3) 全国ほしいもグランプリ 2 0 2 5 の開催について 3
- (4) 茨城県産しらす、霞ヶ浦産しらうおのブランド化について 4
- (5) 新ブランド「常陸乃国まさば」の流通試験について 5
- (6) 常陸国天然まがもの取組について 6
- (7) 茨城県植物園等のリニューアルについて 7

2. 付託議案の概要

- (1) 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 8
- (2) 指定管理者の指定について（茨城県民の森等） 9

令和 6 年 1 2 月 1 0 日
農 林 水 産 部

(1) 第4回「いばらき米の極み頂上コンテスト」の開催について

- 美味しさを極めたいばらきのお米を選ぶ「第4回いばらき米の極み頂上コンテスト」を開催し、県全域から出品された99点の中から最優秀賞が決定。

<参考1> レギュラー部門の最終審査結果

順位	賞名	生産者名	市町村	品種
1位	ローズドール賞（最優秀賞）	土屋 勉	大子町	ゆうだい21
2位	アルエット賞（優秀賞）	谷田部 晃功	大子町	ゆうだい21
3位	プリューネ賞（優良賞）	盛田 守	城里町	ゆうだい21

<参考2> 有機米部門の最終審査結果

順位	賞名	生産者名	市町村	品種
1位	バイオ・ローズドール賞（最優秀賞）	広瀬 吉和	石岡市	コシヒカリ
2位	バイオ・アルエット賞（優秀賞）	大野 満雄	稲敷市	コシヒカリ
3位	バイオ・プリューネ賞（優良賞）	藤井 弘文	石岡市	コシヒカリ

- ・審査方法：機器分析による1次審査、2次審査を経て、レギュラー部門6点、有機部門4点について、審査員による最終審査を実施
- ・最終審査会：令和6年11月26日(火) 水戸京成ホテル
- ・審査員：水戸京成ホテル総料理長、5ツ星お米マイスター、炊飯器メーカーの食味担当者等



表彰式での記念撮影（レギュラー部門）



表彰式での記念撮影（有機米部門）

（２）令和６年度本県産米の状況について

- 農林水産省が公表した９月３０日時点における令和６年産米の検査結果について、本県産米の１等米比率は、主食用米品種の合計となる「水稻うるち玄米」では５６．５％、県で主に作付けされる「コシヒカリ」では４９．５％となり、猛暑により低迷した前年並みとなった。
- 一方、高温下においても影響を受けにくいとされている「にじのきらめき」では７６．０％、「ふくまる」では７５．７％となり、「コシヒカリ」と比べると品質の低下が抑えられている。

（３）全国ほしいもグランプリ２０２５の開催について

- 昨年制定した１月１０日「ほしいもの日」に、日本一美味しいほしいもを決定する「全国ほしいもグランプリ２０２５」を開催。

【目的】

全国各地で生産される「ほしいも」の中から品質分析と食味評価により日本一美味しいほしいもを選定するとともに、ほしいもの魅力を消費者に対してＰＲし、さらなる消費拡大を図ることを目的とする。

【日時・場所】

令和７年１月１０日（金）「ほしいもの日」
水戸プラザホテル

【入賞商品の取扱いについて】

入賞商品のうち本県産の商品について、都内百貨店等にて販促ＰＲを実施する。



(4) 茨城県産しらす、霞ヶ浦産しらうおのブランド化について

(茨城県産しらす)

- 本県は、しらすの漁獲量が全国第5位（令和4年）、しらす干しの生産量が全国第6位（令和4年）と全国屈指のしらす産地であるが、主な流通先である首都圏での認知度は低い。
- 茨城県産しらすの認知度向上と販路拡大を図るため、本年10月2日、県独自の厳格な基準に基づき生産された最高鮮度の製品を「常陸乃国しらす」と命名し、新たなブランドを立ち上げ。
- 10月16日から11月5日には、首都圏高級百貨店で開催された茨城県フェアにおいて「常陸乃国しらす」のしらす干し・釜揚げを販売したところ、販売店から品質に対する高い評価を受け、継続的な取引に至っている。
- 今後も、新たに「常陸乃国しらす」の生産に取り組む漁業者・水産加工業者を支援するとともに、茨城県産しらすの認知度向上に向けた取組を進めていく。



(霞ヶ浦産しらうお)

- 霞ヶ浦北浦では、近年、わかさぎ等の主要魚種の資源が減少していることから、限りある資源を有効に活用するため、高付加価値化による収益性向上が課題。
- 霞ヶ浦産しらうおの高付加価値化のため、本年11月6日に、県と霞ヶ浦漁協が共同開発した品質保持技術を用いて生産した最高品質の製品を「霞ヶ浦 暁のしらうお」と命名し、新たなブランドを立ち上げ。
- 「霞ヶ浦 暁のしらうお」は、漁獲直後のしらうお本来の美しい透明感と歯ごたえある食感を維持した生食可能な凍結品で、11月21日から県内外の高級飲食店向けの販売を開始。
- 今後も、「霞ヶ浦 暁のしらうお」の販路拡大を進めるとともに、霞ヶ浦北浦のしらうお全体のブランド力の向上に取り組む。



(5) 新ブランド「常陸乃国まさば」の流通試験について

- 県では、養殖産業の創出に向け、令和4年から那珂湊漁港に網いけすを設置し、遠隔地からの魚や水温等の確認及び給餌調整にICTを活用したマサバの養殖実証を実施してきたところ。
- 昨年度、養殖したマサバの流通試験を初めて実施した結果、消費者の8割以上から「満足」との高い評価を得る一方、飲食店からは「もっと見栄えのする大きいサイズで提供してほしい」との要望があった。
- 今年度の養殖技術開発では、高水温期の給餌方法等を工夫することで成長が改善され、12月には350gサイズ（昨年比110%）となる見込み。
- 養殖まさばのブランド化を図るため「常陸乃国まさば」という新ブランド名を11月26日に発表するとともに、12月20日から実施する「流通試験」では、複数回にわたって41店舗に提供しPRする予定。
- 今後も、「常陸乃国まさば」の新たな名物としての定着と養殖の商業化に向けた取組を推進していく。

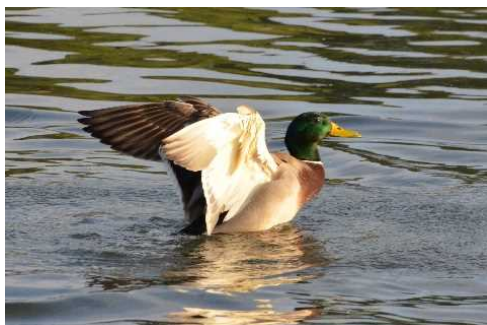
(参考)『常陸乃国まさば』ブランド基準等

コンセプト	生食を推奨できるマサバ
ブランド基準	① 本県で養殖されたマサバであること ② 人工種苗由来であること ③ 人工餌料で育成されたこと



(6) 常陸国天然まがもの取組について

- 本県は、全国一のレンコン産地だが、全国有数のマガモの飛来地でもあるため、カモの食害によるレンコンの被害額が約1億4千7百万円(令和5年度)にのぼるなど、鳥獣被害対策が課題となっている。
- 一方、網猟で捕獲したマガモは、希少な高級食材として料理人や食通から注目されていたが、本県は捕獲者が少なく時期や数も限られることから、流通が一部にとどまっていた。
- 県では、レンコンの鳥獣被害対策と、新たな特産品としての販売を併せた取組として、昨年11月、狩猟期間(11月15日～2月15日)に網猟で捕獲したマガモを「常陸国天然まがも」と名付け、利活用を推進している。
- 今年度は、この希少なマガモを活用して、本県への誘客につなげるため、県内高級飲食店での、常陸国天然まがもフェアを開催。(12月1日～2月15日)
- 引き続き、捕獲者の確保をはじめとしたマガモの供給体制の確立に努めるとともに、料理人や食に関心の高い方へのPRを通して、茨城の新たな冬の味覚としての認知度向上を図っていく。



常陸国天然まがもフェアチラシ

(7) 茨城県植物園等のリニューアルについて

- 県植物園や県民の森等については、民間アイデアを活用し、魅力あふれる施設への一新を図るため、「緑に遊び、緑に包まれて眠る、日本初の泊まれる体験型植物園」を基本コンセプトにリニューアルに取り組んでいる。
- リニューアルにあたっては、実施設計・工事及びその後の運営を一体的に行う事業者（株式会社ボタラシアンリゾート）と本年6月20日に実施設計・工事に係る契約を締結。
- 維持管理・運営を行う指定管理者については、令和6年度末をもって指定期間が満了するため、10月24日に指定管理者選定委員会において審査を行い、株式会社ボタラシアンリゾートを指定管理者候補者として選定し、今定例会に指定管理者の指定の議案を提出した（指定期間：令和7年4月から令和27年3月までの20年間）。
- また、リニューアルに伴い、施設利用料金（上限額）の追加等を行うため、今定例会に茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の議案を提出した。
- リニューアルオープンの時期については、資材価格等の高騰が続いており、資材や工法を見直したことにより、設計に時間を要したことなどから、令和7年11月に延期した。

茨城県植物園等のリニューアルスケジュール

時 期	内 容
令和6年12月	県議会第4回定例会に「指定管理者の指定」に係る議案及び「茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」の議案を提出
令和7年4月	指定管理者による維持管理・運営の開始（指定期間20年間）
11月	リニューアルオープン

条 例（案） の 概 要

農林水産部 林政課

条例の名称	茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】																
1 改正の理由・根拠	茨城県植物園等のリニューアルに伴い施設及び利用料金について、所要の改正をしようとするもの。																
2 改正の目的	茨城県植物園等のリニューアルに伴い施設及び利用料金（上限額）の追加、利用料金（上限額）の改正を行う。																
3 背景・必要性	施設の老朽化等により利用者数が減少していることから、県内外から集客できる魅力あふれる施設としてリニューアルし、採算性の向上を図る必要がある。																
4 内 容	主な改正の内容 (1) 施設の追加（有料のもの） ○茨城県植物園 コテージ、グランピング施設、温浴施設及びバーベキュー施設 ○茨城県民の森 アクティビティ施設（ツリーアドベンチャー、AR シューティング） (2) 利用料金（上限額）の追加 ○茨城県植物園 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th><th>利用料金(上限額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コテージ (5タイプ)</td><td>23,100 円～37,400 円(※)</td></tr> <tr> <td>グランピング施設(2タイプ)</td><td>25,300 円、28,600 円(※)</td></tr> <tr> <td>温浴施設</td><td>1 日 1 人につき 3,300 円</td></tr> <tr> <td>バーベキュー施設</td><td>1 日 1 人につき 2,750 円</td></tr> </tbody> </table> ※ 2 人以上で宿泊する場合の 1 人 1 泊当たりの料金（小学生・幼児は 6 ～ 7 割程度の料金、3 歳未満は無料） ※ 1 人で宿泊する場合は 2 倍の額が上限 ※ 繁忙期等は 1.3 倍の額が上限 ○茨城県民の森 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th><th>利用料金（上限額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクティビティ施設</td><td>ツリーアドベンチャー 1 人 1 回につき 4,950 円</td></tr> <tr> <td></td><td>AR シューティング 1 人 1 回につき 1,650 円</td></tr> </tbody> </table> ※ 繁忙期等は 1.3 倍の額が上限 (3) 利用料金（上限額）の改定 ○茨城県植物園 利用料金（入園料） 大人個人 320 円 → 廃止 研修室 1 日 3,050 円 → 4,900 円、半日 1,530 円 → 2,500 円	施設の区分	利用料金(上限額)	コテージ (5タイプ)	23,100 円～37,400 円(※)	グランピング施設(2タイプ)	25,300 円、28,600 円(※)	温浴施設	1 日 1 人につき 3,300 円	バーベキュー施設	1 日 1 人につき 2,750 円	施設の区分	利用料金（上限額）	アクティビティ施設	ツリーアドベンチャー 1 人 1 回につき 4,950 円		AR シューティング 1 人 1 回につき 1,650 円
施設の区分	利用料金(上限額)																
コテージ (5タイプ)	23,100 円～37,400 円(※)																
グランピング施設(2タイプ)	25,300 円、28,600 円(※)																
温浴施設	1 日 1 人につき 3,300 円																
バーベキュー施設	1 日 1 人につき 2,750 円																
施設の区分	利用料金（上限額）																
アクティビティ施設	ツリーアドベンチャー 1 人 1 回につき 4,950 円																
	AR シューティング 1 人 1 回につき 1,650 円																
5 効果・影響	茨城県植物園の入園無料化等により、利用者の利便性の向上を図るとともに、宿泊利用料金等の追加・改定により、採算性が向上し、持続可能な施設として運営できる。																
6 施行日	規則に委任																
7 参考事項																	

提出議案（条例は除く）の概要

農林水産部 林政課

議案の名称	指定管理者の指定について (茨城県民の森・茨城県植物園・茨城県森のカルチャーセンター ・茨城県きのこ博士館)
1 予算額	—
2 現況・課題	茨城県民の森等は、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入しており、県民が自然に親しみつつ、休養し、自然に関して学習する場として利用されている。
3 必要性 ・ねらい	令和 6 年度末をもって指定期間が満了する施設について、令和 7 年度以降の指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。
4 内 容	(1) 指定の内容 ①施設名 茨城県民の森等 (茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター、茨城県きのこ博士館) ②指定管理者候補 株式会社ボタロシアンリゾート ③指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日 (20 年間) (2) 選定方法 非公募 ※ 令和 6 年 5 月に、公募型プロポーザル方式により実施設計、工事及びその後の運営を一体的に行う事業者として選定した優先交渉権者（株式会社ボタロシアンリゾート）を対象として、指定管理者選定委員会を行い選定したため、非公募としている。 (3) 債務負担行為の内容 ①限度額 335,057 千円 (うち R7 : 111,057 千円) ②期間 令和 7 年度から令和 11 年度 (5 年間)
5 参考事項	令和 6 年 5 月 : 当該施設の指定管理に係る優先交渉権者の選定 6 月 : 第 2 回定例会において手続きの報告 (常任委員会) 10 月 : 指定管理者候補者の選定 (選定委員会の開催) 12 月 : 第 4 回定例会における指定管理者の指定の議決 (予定) 令和 7 年 4 月 : 次期指定管理者による管理運営開始

茨城県民の森等の指定管理者候補者の選定結果について

農林水産部 林政課
(TEL029-301-4021)

茨城県民の森等（茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県きのこ博士館）の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県民の森等の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和7年4月1日から実施する予定です。

記

1	指定管理者候補者	株式会社ボタシアンリゾート																				
2	指定期間	令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間																				
3	応募団体数	候補者を含めて1団体																				
4	選定方法																					
	(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名																				
	(2) 選定方法	選定委員会において、プレゼンテーション、事業計画書等審査																				
	(3) 選定基準	<table><tr><th>選定基準</th><th>審査項目</th><th>配点</th></tr><tr><td>1 県民の平等利用の確保</td><td>・平等利用の確保に関する考え方・取組み</td><td>5</td></tr><tr><td>2 施設効用の最大限の発揮</td><td>・目的・性格の理解度 ・施設の維持管理に関する考え方・取組み ・施設の運営に関する考え方・取組み ・施設目的に沿った積極的かつ新たな事業 ・利用拡大を図るための取組み</td><td>50</td></tr><tr><td>3 経費の適切な管理</td><td>・収支計画の内容</td><td>5</td></tr><tr><td>4 安定した管理を行う物的・人的能力</td><td>・安定的な経営基盤 ・組織体制 ・当該施設の管理運営に係る人員配置 ・業務に必要な組織や類似施設における実績 ・利用者の安全確保に関する考え方・取組み ・関係法令等の遵守に関する考え方・取組み ・個人情報の保護に関する考え方・取組み</td><td>40</td></tr><tr><td></td><td></td><td>100点</td></tr></table>			選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用の確保に関する考え方・取組み	5	2 施設効用の最大限の発揮	・目的・性格の理解度 ・施設の維持管理に関する考え方・取組み ・施設の運営に関する考え方・取組み ・施設目的に沿った積極的かつ新たな事業 ・利用拡大を図るための取組み	50	3 経費の適切な管理	・収支計画の内容	5	4 安定した管理を行う物的・人的能力	・安定的な経営基盤 ・組織体制 ・当該施設の管理運営に係る人員配置 ・業務に必要な組織や類似施設における実績 ・利用者の安全確保に関する考え方・取組み ・関係法令等の遵守に関する考え方・取組み ・個人情報の保護に関する考え方・取組み	40			100点
選定基準	審査項目	配点																				
1 県民の平等利用の確保	・平等利用の確保に関する考え方・取組み	5																				
2 施設効用の最大限の発揮	・目的・性格の理解度 ・施設の維持管理に関する考え方・取組み ・施設の運営に関する考え方・取組み ・施設目的に沿った積極的かつ新たな事業 ・利用拡大を図るための取組み	50																				
3 経費の適切な管理	・収支計画の内容	5																				
4 安定した管理を行う物的・人的能力	・安定的な経営基盤 ・組織体制 ・当該施設の管理運営に係る人員配置 ・業務に必要な組織や類似施設における実績 ・利用者の安全確保に関する考え方・取組み ・関係法令等の遵守に関する考え方・取組み ・個人情報の保護に関する考え方・取組み	40																				
		100点																				
5	選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、株式会社ボタシアンリゾートを指定管理者候補者として選定しました。 ・事業計画書の内容に具体性があり、利用拡大を図るための取組などにより、採算性を向上させ持続可能な運営を行うことができると評価された。																				